

改正商店街振興組合法に係るQ & A

略語：法・・・商店街振興組合法
政令・・・商店街振興組合法施行令
省令・・・商店街振興組合法施行規則

(余裕金)

Q 1. 「業務上の余裕金」とは何か。

A. 余裕金とは、業務運営に必要な支出をした後に残る金銭のことであり、内部留保されるもの。一般的に使われている「余裕金」と同義。

(余裕金)

Q 2. 商工組合中央金庫の出資証券は保有してもいいのか。

A. 商工中金の出資証券については、省令第67条第4号に規定されており、保有することは可能。

(余裕金)

Q 3. まちづくり会社への出資は可能か。

A. 余裕金の運用先として、安全性が担保されていない株式の保有を一律に認めることはできない。したがって、省令第67条には「まちづくり会社の発行する株式」を規定していない。

まちづくり会社に出資して株式を取得する場合には、法第67条の2但し書の規定により、行政庁の認可を得る必要がある。また、組合が子会社を設立し、その株式を取得する場合も同様である。

(余裕金)

Q 4. 運用が認められない資産を所有している場合には、直ちに処分しなければならないのか。

A. 法施行後3年間の経過措置があるので、平成22年3月末までに処分すれば良い。

(役員)

Q 5. 理事の権限は変更されたのか。

A. 新たに措置された理事の権限等としては、組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに監事（監査権限限定組合にあつては組合員）に報告しなければならない「理事の報告義務（会社法第357条）」、理事の報酬を定款に定めていない場合は報酬額、算出方法等を総会の決議によって定める「理事の報酬等（会社法第361条）」がある。

(役員)

Q 6. 役員の資格について、行政庁はどの程度確認する必要があるか。

A. 役員の資格等の確認方法については特に定められていない。それぞれの行政庁が自主的に確認方法を定めることができる。

(役員)

Q 7. 現任役員についても行政庁が資格を確認する必要があるのか。

A. 現任役員については、平成19年4月1日以降、当該規定が適用されることとなるので、それぞれの組合の役員について確認する必要がある。

(役員)

Q 8. 監査権限付与の監事は、準用する会社法384条で、「総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない」と規定されているが、総会に提出しようとする議案には「事業計画書」「収支予算案」が含まれるか。

A. 含まれる。

なお、監査権限限定組合の監事については、準用する会社法第389条第2項で「理事が総会に提出しようとする会計に関する議案、書類その他経済産業省令で定めるものを調査し～」と規定されている。この「会計に関する議案」とは、収支予算、出資一口の金額の減少のほか、定款に定めた場合は借入金残高の最高限度に関する議案等である。

(役員)

Q 9. 監事の監査権限が会計に限定されることを定款で規定した場合であっても、監事は業務報告書を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成する必要があるか。

A. 監査権限限定組合の監事は、省令第51条第2項の規定により、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成する必要がある。

(役員)

Q 10. 法第53条第1項で「設立時における貸借対照表を作成しなければならない」とあるが、法第36条第1項及び省令第4条に規定する認可申請時に提出する書類には含まれていない。所定の様式で、設立時における貸借対照表を作成し、組合で保存しておけばよいのか。

A. 貴見のとおり。

平成19年4月1日以降新設する組合については、法第53条第1項の規定により、新たに設立の日における貸借対照表の作成が義務づけられた。なお、当該貸借対照表については、法第53条第4項の規定により、10年間保存しなければならない。

(役員)

Q 11. 監査権限限定組合の監事は、理事会に出席する必要があるか。

A. 監査権限限定組合の監事は、理事会への出席義務はない。

なお、監査権限付与組合の監事は、法第46条の3で準用する会社法第383条の規定により、理事会に出席しなければならない。また、法第48条第5項の規定により、出席した監事は議事録への署名又は記名押印しなければならない。

(役員)

Q 1 2. 省令第52条第1項に「監事は決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日までに、理事に対して監査報告の内容を通知しなければならない」とあるが、組合が会計監査日を設定し、監査を受け、その日に監査報告の通知を受けることは可能か。

A. 本条は、監事の監査権限を担保するための規定である。よって、組合が、特定の会計監査日を設定し監事の通知期限を4週間を下回る日に設定する等、監事の監査権限を制限することはできない。ただし、監事が自主的に短期間で監査を終了し、理事に対し4週間を下回る期間で監査報告を通知することを妨げるものではない。

(役員)

Q 1 3. 特定理事、特定監事は、誰がどのように選任定するのか。

A. 選任方法は、法令上規定されていない。例えば理事会等で選任することを組合が自主的に定めることが可能である。

(役員)

Q 1 4. 理事会で、監事の監査を受けた決算関係書類の修正や否認決議がなされた場合はどうなるのか。

A. 理事が作成し、監事の監査を受けた決算関係書類等が理事会で修正・否決されることは、通常ありえないことである。

仮に、修正・否決された場合には、再度決算関係書類の作成手続を踏むこととなる。

(決算関係書類)

Q 1 5. 決算関係書類の備置き及び閲覧等、定款変更を要するもので、経過措置がないものは、どのような手続を行えばよいのか。

A. 決算関係書類については、法の規定に則り、作成、監事の監査、理事会の承認等の手続を踏むこと。必要となる定款変更については、19年度の通常総会において決議し、行政庁の承認を得る必要がある。

(決算関係書類)

Q 1 6. 省令第20条以降で規定している決算関係書類等の表示区分の明確化は、いつから適用されるのか。

A. 組合の事業年度によって、以下のとおり。

○ 事業年度が4～3月の場合

平成18年度の決算関係書類等→適用しなくても良い。ただし、前倒しで適用することも可能。

平成19年度の決算関係書類等→適用される。ただし、小区分等については適用しなくても良い。

平成20年度の決算関係書類等→すべて適用される。

○ 事業年度が5～4月の場合

平成18年度の決算関係書類等→適用される。ただし、小区分等については適用しなくても良い。

平成19年度の決算関係書類等→適用される。

平成20年度の決算関係書類等→適用される。

* 小区分等の詳細については、附則第二条を参照のこと。

(定款変更)

Q17. 事業年度が4月から3月までの場合、監事への業務監査権の付与は、平成20年5月の通常総会終了後となるが、事前に定款変更をしなければならないのか。

A. 平成20年の通常総会前に定款変更を行うことは不可。平成20年5月の通常総会において、定款変更の決議及び業務監査権が付与された監事の選任を行うこととなる。なお、監事の業務監査権については、行政庁の定款変更の認可を受けた時点から発動される。

(定款変更)

Q18. 中小企業庁が模範定款例を作成するのか。

A. 定款例については、全国商店街振興組合連合会（全振連）が作成し、傘下の組合へ周知している。又全振連のHPにおいても閲覧可能となっているので、適宜活用していただきたい。

(定款変更)

Q19. 大規模組合は、平成20年5月の通常総会終了時から員外監事を設置する必要があるが、平成19年5月の通常総会でその旨の定款変更することは可能か。

A. 員外監事については、定款の範囲内で全ての組合が設置可能である。よって、平成19年の通常総会で定款変更を決議することは可能である。ただし、監事に業務監査権限を付与する定款変更は、平成20年の通常総会において決議することとなる。

(定款変更)

Q20. 現行定款では、「監事は、本会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する」となっているが、監事の権限を会計監査に限定する場合、定款の変更は必要か。

A. これまで、監事の監査権限は、定款の規定にかかわらず、法に規定されているとおり、会計に関する監査に限られていた。

従って、定款に上記のように記載している場合には、一概に変更しなければならないとは言えないが、業務監査権が付与されていると誤解されることを防ぐため、平成19年5月の通常総会で定款変更を行い、監事の権限を明確に会計監査に限定することが考えられる。

(定款変更)

Q21. 今回の法改正において、必ず定款変更をしなければならない箇所を具体的に教えて欲しい。

A. 全振連の定款例を御参照下さい。